号の技術的な要件（同規則改訂版の附則３に限る。）に定める方法及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第２改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。	号の技術的な要件（同規則改訂版の附則３に限る。）に定める方法又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第２改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。
二～五　（略）	二～五　（略）
5　（略）	5　（略）
6　圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	（新設）
一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。	
イ　容器再検査を受けたことのないガス容器　国際相互承認容器細目告示第26条第３号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること	
ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること	
二　燃料装置は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.3.から8.11.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則18.1.2.に限る。）の規定は適用しない。	
7　液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	（新設）
一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。	
イ　容器再検査を受けたことのないガス容器　国際相互承認容器細目告示第26条第４号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること	
ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること	
二　燃料装置は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.13.から8.22.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則18.1.2.に限る。）の規定は適用しない。	